

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
磁気刺激装置	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成23年4月1日	株式会社 ミュキ技研 東京都町田市忠生2-5-47	2,999,850円	当該機器の検査方法が他社に なく、メーカーから直接販売され 競合の余地がないことから、日 本赤十字社会計規則第36条第 3項の契約の性質又は目的が 競争を許さないに該当するた め、随意契約とするものであるこ と。	
定位放射線治療機の バージョンアップシ ステム	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成23年4月15日	日本アキュレイ株式会社 東京都千代田区丸の内1-8-2 第二鉄鋼ビルディング6階	66,150,000円	既存装置のバージョンアップシ ステムの導入であり、メーカーか ら直接販売され競合の余地がない ことから、日本赤十字社会計 規則第36条第3項の契約の性 質又は目的が競争を許さないに 該当するため、随意契約とする ものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。